

第十七回 参議院大蔵委員会會議録第三号

(四三)

昭和二十八年十一月四日(水曜日)午前
十時五十六分開会
出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 西川五郎君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
松岡 平市君
山本 米治君
土田國太郎君
三木與吉郎君
野澤 勝君
松永 義雄君
平林 太一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

説明員

大蔵省主計 小田 孝次君
大蔵省理財局長 阪田 泰二君
農林省農業經濟局長 久宗 高君
農林省農業保險局長 久宗 高君

参考人 参議院農林委員會農業災害補償制度に関する小委員長 松浦 定義君

○本日の會議に付した事件
○租税、金融制度及び専断事業等に関する調査の件

○農林共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案(内閣送付)

○昭和二十八年度における特別徴償復旧特別會計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより第三回の大蔵委員会を開会いたします。租税、金融制度及び専断事業等に関する調査を議題といたします。先ず株主相互金融に関する件につきまして、先般皆様から御承認を得ておりました参考人として、全国相互金融協会の理事長宮本平八郎君及び同協務理事大西静雄君の両君が出席しております。これより参考人の意見を聴取いたします。

なお、秘密会にいたしたいと思ひますが御異議ございませんか。
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思ひます。それでは秘密会にいたします。
午前十時五十八分秘密会に移る
○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

午後三時三十七分休会
午後三時三十七分開会
○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

午後三時三十七分開会
○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め。これにて秘密会を終ります。
午後三時三十七分開会
○委員長(大矢半次郎君) それでは暫時休憩いたします。

午後三時三十七分開会
○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして委員会を開きます。農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案を議題といたします。

か、又改正の方向等についてはどういふ御意見を持っておられるのかという事を承りたいと思ひます。

○参考人(松浦定義君) 只今農林委員会から、本年の冷害に伴ひまして、共済金が一般の冷害対策のほうに四十五億今回繰入れられましたので、その補填につきまして本委員会にその措置を御承認願うための法案が提出されておる結果、只今小林委員からの御要求によりましての御意見であります。御承知の通り農業災害補償制度が数年前から実施されて、今日現在におきまします段階を以ていたしましては、末端農民は非常に不満の点が多いといふようなことが最近非常に強くなつて参りました。本年の第十六国会におきまして、特にこの問題が強くなつて参つたのであります。従つて、政府がその当時家畜共済の一元化の問題を取上げまして、そうして一部修正を案は農林委員会にかけられたわけであります。そういう空気が出ております時に、一部修正をやる場合においては、全面的に改正する段階にあるから、これらにおきましても検討の要があるといふようなことで、一応この問題解決のためには衆議院のほうとの関係もありまして、協議をいたしましたところ、衆議院のほうにおきましてこの問題は、どうしてても根本的な改正の要があるといふので、只今委員長からお話のありましたような農業災害補償制度に関する特別小委員会というものを案は設けたから、参議院のほうにおいてもそ

れを設けて、両院が合議の上で結論を出すことにしたらどうか、こういう申入れがありましたので、参議院におきましても只今のような小委員会を設けたのであります。その時に今申上げましたような家畜共済の問題は特にこれは疾病障害等の問題が非常に大きく出て参つておりましたので、死亡、廃用との一本化ということを政府が提案したのであります。併し今申上げましたように、若しこれをやるという場合には根本的な改正の要があるのじやないかという事を前提としてはおかしいのじやないかということがありました。実はこの問題は相当前から問題になつておりました。とにかく試験段階としてやつてみたい、こういうような形から、これを認める際に、実は両院の小委員会の協議会におきまして、農林大臣も将来農業災害補償制度に対しては、両院の小委員会の考へておられるように根本的な改正の要ありと認めるので、この際この問題についてはこうして頂きたいという御発言等もありまして、実はそれを承りましたのであります。従つて、この災害補償制度に對しまして、どういふふうに扱つかうかということから、今日まで休会中も二、三回継続審議として審議をいたしましたのであります。いづれにいたしましても非常に広汎多岐に亘る法案の内容でありますと同時に、その取扱は慎重でなければ末端農民が非常に迷惑するのじやないかということから、多く意見を聞く意味におきまして、実

れを設けて、両院が合議の上で結論を出すことにしたらどうか、こういう申入れがありましたので、参議院におきましても只今のような小委員会を設けたのであります。その時に今申上げましたような家畜共済の問題は特にこれは疾病障害等の問題が非常に大きく出て参つておりましたので、死亡、廃用との一本化ということを政府が提案したのであります。併し今申上げましたように、若しこれをやるという場合には根本的な改正の要があるのじやないかという事を前提としてはおかしいのじやないかということがありました。実はこの問題は相当前から問題になつておりました。とにかく試験段階としてやつてみたい、こういうような形から、これを認める際に、実は両院の小委員会の協議会におきまして、農林大臣も将来農業災害補償制度に対しては、両院の小委員会の考へておられるように根本的な改正の要ありと認めるので、この際この問題についてはこうして頂きたいという御発言等もありまして、実はそれを承りましたのであります。従つて、この災害補償制度に對しまして、どういふふうに扱つかうかということから、今日まで休会中も二、三回継続審議として審議をいたしましたのであります。いづれにいたしましても非常に広汎多岐に亘る法案の内容でありますと同時に、その取扱は慎重でなければ末端農民が非常に迷惑するのじやないかということから、多く意見を聞く意味におきまして、実

れを設けて、両院が合議の上で結論を出すことにしたらどうか、こういう申入れがありましたので、参議院におきましても只今のような小委員会を設けたのであります。その時に今申上げましたような家畜共済の問題は特にこれは疾病障害等の問題が非常に大きく出て参つておりましたので、死亡、廃用との一本化ということを政府が提案したのであります。併し今申上げましたように、若しこれをやるという場合には根本的な改正の要があるのじやないかという事を前提としてはおかしいのじやないかということがありました。実はこの問題は相当前から問題になつておりました。とにかく試験段階としてやつてみたい、こういうような形から、これを認める際に、実は両院の小委員会の協議会におきまして、農林大臣も将来農業災害補償制度に対しては、両院の小委員会の考へておられるように根本的な改正の要ありと認めるので、この際この問題についてはこうして頂きたいという御発言等もありまして、実はそれを承りましたのであります。従つて、この災害補償制度に對しまして、どういふふうに扱つかうかということから、今日まで休会中も二、三回継続審議として審議をいたしましたのであります。いづれにいたしましても非常に広汎多岐に亘る法案の内容でありますと同時に、その取扱は慎重でなければ末端農民が非常に迷惑するのじやないかということから、多く意見を聞く意味におきまして、実

れを設けて、両院が合議の上で結論を出すことにしたらどうか、こういう申入れがありましたので、参議院におきましても只今のような小委員会を設けたのであります。その時に今申上げましたような家畜共済の問題は特にこれは疾病障害等の問題が非常に大きく出て参つておりましたので、死亡、廃用との一本化ということを政府が提案したのであります。併し今申上げましたように、若しこれをやるという場合には根本的な改正の要があるのじやないかという事を前提としてはおかしいのじやないかということがありました。実はこの問題は相当前から問題になつておりました。とにかく試験段階としてやつてみたい、こういうような形から、これを認める際に、実は両院の小委員会の協議会におきまして、農林大臣も将来農業災害補償制度に対しては、両院の小委員会の考へておられるように根本的な改正の要ありと認めるので、この際この問題についてはこうして頂きたいという御発言等もありまして、実はそれを承りましたのであります。従つて、この災害補償制度に對しまして、どういふふうに扱つかうかということから、今日まで休会中も二、三回継続審議として審議をいたしましたのであります。いづれにいたしましても非常に広汎多岐に亘る法案の内容でありますと同時に、その取扱は慎重でなければ末端農民が非常に迷惑するのじやないかということから、多く意見を聞く意味におきまして、実

れを設けて、両院が合議の上で結論を出すことにしたらどうか、こういう申入れがありましたので、参議院におきましても只今のような小委員会を設けたのであります。その時に今申上げましたような家畜共済の問題は特にこれは疾病障害等の問題が非常に大きく出て参つておりましたので、死亡、廃用との一本化ということを政府が提案したのであります。併し今申上げましたように、若しこれをやるという場合には根本的な改正の要があるのじやないかという事を前提としてはおかしいのじやないかということがありました。実はこの問題は相当前から問題になつておりました。とにかく試験段階としてやつてみたい、こういうような形から、これを認める際に、実は両院の小委員会の協議会におきまして、農林大臣も将来農業災害補償制度に対しては、両院の小委員会の考へておられるように根本的な改正の要ありと認めるので、この際この問題についてはこうして頂きたいという御発言等もありまして、実はそれを承りましたのであります。従つて、この災害補償制度に對しまして、どういふふうに扱つかうかということから、今日まで休会中も二、三回継続審議として審議をいたしましたのであります。いづれにいたしましても非常に広汎多岐に亘る法案の内容でありますと同時に、その取扱は慎重でなければ末端農民が非常に迷惑するのじやないかということから、多く意見を聞く意味におきまして、実

れを設けて、両院が合議の上で結論を出すことにしたらどうか、こういう申入れがありましたので、参議院におきましても只今のような小委員会を設けたのであります。その時に今申上げましたような家畜共済の問題は特にこれは疾病障害等の問題が非常に大きく出て参つておりましたので、死亡、廃用との一本化ということを政府が提案したのであります。併し今申上げましたように、若しこれをやるという場合には根本的な改正の要があるのじやないかという事を前提としてはおかしいのじやないかということがありました。実はこの問題は相当前から問題になつておりました。とにかく試験段階としてやつてみたい、こういうような形から、これを認める際に、実は両院の小委員会の協議会におきまして、農林大臣も将来農業災害補償制度に対しては、両院の小委員会の考へておられるように根本的な改正の要ありと認めるので、この際この問題についてはこうして頂きたいという御発言等もありまして、実はそれを承りましたのであります。従つて、この災害補償制度に對しまして、どういふふうに扱つかうかということから、今日まで休会中も二、三回継続審議として審議をいたしましたのであります。いづれにいたしましても非常に広汎多岐に亘る法案の内容でありますと同時に、その取扱は慎重でなければ末端農民が非常に迷惑するのじやないかということから、多く意見を聞く意味におきまして、実

れを設けて、両院が合議の上で結論を出すことにしたらどうか、こういう申入れがありましたので、参議院におきましても只今のような小委員会を設けたのであります。その時に今申上げましたような家畜共済の問題は特にこれは疾病障害等の問題が非常に大きく出て参つておりましたので、死亡、廃用との一本化ということを政府が提案したのであります。併し今申上げましたように、若しこれをやるという場合には根本的な改正の要があるのじやないかという事を前提としてはおかしいのじやないかということがありました。実はこの問題は相当前から問題になつておりました。とにかく試験段階としてやつてみたい、こういうような形から、これを認める際に、実は両院の小委員会の協議会におきまして、農林大臣も将来農業災害補償制度に対しては、両院の小委員会の考へておられるように根本的な改正の要ありと認めるので、この際この問題についてはこうして頂きたいという御発言等もありまして、実はそれを承りましたのであります。従つて、この災害補償制度に對しまして、どういふふうに扱つかうかということから、今日まで休会中も二、三回継続審議として審議をいたしましたのであります。いづれにいたしましても非常に広汎多岐に亘る法案の内容でありますと同時に、その取扱は慎重でなければ末端農民が非常に迷惑するのじやないかということから、多く意見を聞く意味におきまして、実

は三重県の農政食糧課長の奥井亮三郎氏等の意見も徴しまして、いろいろ今日まで検討を続けておるのであります。また今日ここで結論というものを御報告するに至らないのであります。従つて、まあ大体の方針といつたしましては、現在やつております農業災害補償法を適用いたしましたのでは、例えば掛金に相当する以内のものしか実際問題として農民の個々の手に渡らないといつたような、そういう点も非常に多いと同時に、甲地帯はいつも掛けつ放しであつて、乙地帯はその逆でいつも受ける地帯であるといふことから、農民個々の間にもいろいろ議論がありますこと、又現在の食糧の重要度から考えまして、米麦に對しましては強制加入であります、この強制加入に對しまして、現在自家保有しか生産しない例えは二、三反程度のもので強制加入をさせてやる必要のほどのものでないのじやないか、國が補償する場合においては、そうした小範圍なもの、或いは必要であるならば町村単位として別な共済制度、或いは又保險制度等も考えられる。従つて國が行う場合には、もつと大きい点だけを取上げてやることにして、而もこれは強制でなく任意でやるのが好ましいのじやないか。従つて全額これは國庫負担にするといつたような、一面申しまするならば社會保障制度的な形にするのがいいのでないか、まあこういうような空氣の中に今それ／＼検討いたしておるのでありますので、甚だ今日まだ、折角御要請がありまして、現段階においてはこの程度のことであるといふことを先ず御了承を願ひたいと思ひます。

なお、今回はこちらに四十五億というものの歳入補填の御協議の段階といたしまして、できれば當時は本年度実施段階においてもこういう事態がある場合においては、何とかそういう点にも間に合うようなことも必要でないかという意見もありましたが、なか／＼この問題は早速に結論が出せないという意味から、本年度の問題につきましては、私も農林委員会といつたしましては、いろいろ冷害対策を扱つておる關係から、年度の総額におきまする七十億の冷害対策費では到底賄い得ない、そういう意味から百十五億というような線に同意をいたしておるものでありますので、この四十五億というものは、百三十億という政府の支払金額に對しましての当然これは義務があります關係から、當委員会におきましては是非この点につきましても、私も農林委員会が今主張しておりますような線に是非御協力を願ひますこととが、今申上げましたような農業災害補償制度を抜本的に改正をする段階としては、当然でなからうかといふふうにも考へておりますので、この点を御了承を願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 まあ今承つたような段階のようでありますから、その間にいろいろ御研究になつておつて、いろいろな基礎資料もあるだろうし、御準備になつておる資料等を預いて、今後の我々の本件に對する考え方を固める參考にしたいと思ひます。お差支えなない範圍で御収集の資料を預ければ可いと思ひます。

○松永義雄君 資料のことですけれども、共済基金で前に相当採れたですが、共済基金を作る時に……それはどの程度に行つておるのか、是非農林省から求められて、こちらに一緒に送つて頂ければ結構だと思ひます。農林省に請求すべきかも知れませんが、ついでに一つ……

○委員長(大矢半次郎君) ほかに松浦君に御質疑ありませんでしょうか。

○委員長(大矢半次郎君) 次に昭和二十八年度における特別災害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に關する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○小林政夫君 前のほうと両方に關係するわけですが、前回の時に資金運用部資金の資金繰りですが、最近の資金の状態特に資金源の、それから当初二十八年度予算の参考資料としてもらつた資金運用部資金の使途もその後において多少變つてゐるのじやないかと思はれるし、又この補正予算とも關係して資金源について變更があるのじやないかと思ひますので、是非詳細を理財局長から一應説明して頂きたいと思ひます。

○説明員(阪田泰二君) この資金運用部の資金の運用計画につきましては、当初本年度の予算が成立いたしました時に、それに伴ひまして資金運用部のほうとしても運用計画を定めておりました。それは御承知のように總額といつたしましては千五百八十億の運用計画

でございました。それに対して内容といたしましては、特別会計に對するもの、或いは政府關係機關に對するもの、地方債、その他いろいろございまして、ともかく千五百八十億、それとそれに対する財源をいたしましては、いろいろ／＼預託金その他の増加を認めましては、財源が不足いたしますので、当初の計画におきましても百八十一億円の國債の売却を見込みます。ほかに、前年度から百九十九億円の繰越金を残して参つたのであります。それが年度末には百二十六億に減少する、七十三億減少するといつたような、かなり一ぱい／＼の計画を立てておつたのであります。ところが今回災害關係が起つて参りましたので、その關係を檢討いたしました結果、今回の補正予算に伴ひまして、災害關係等といつたしまして先ず地方債におきまして百八億円の追加引受けをするにいたしました。この百八億円は大体内訳で申しますと、八十三億が今回の災害關係といふことになつておりまして、二十五億は、実はこの前の國會の時に老朽校舍、六三制の校舍等につきまして二十五億の地方債の枠の増加が認められたわけでありまして、それがその当時におきましては資金運用部のほうの起債の引受け計画がございせんので、一応公募ということになつておりました。これも今回資金運用部引受けに振り替えました。それが二十五億、合計いたしまして百八億、こういうことになつております。

それからその次に、これはまあ予算のほうにも關係して来るわけでありまして、一般會計の予算におきまして、

特定道路事業特別会計に十五億の繰入をいたす予定になつておりましたのを、今回の予算の財源にするために、これを資金運用部のほうで負担することにした。ただ資金運用部といたしましては、他の公共事業等と同様にこれを或る程度節約いたします關係も考えられて、十二億九千万円を資金運用部としては特定道路事業特別会計に貸付けることにいたしております。

それから、特別災害復旧特別会計でございまして、これはこの委員会にも法案がかつておりますが、特別災害關係の災害によりまして、特に緊急に復旧を要する資金に充てるために、資金運用部からこのほうに一億二千万円だけ貸付けることにいたしております。合計いたしまして百二十二億の資金を新規追加運用することになるわけですが、これに對しまして原資のほうの増加を見ますと、郵便貯金が、大体年度初めの計画におきましては七百二十億円の増を年間に見ておりました。これが大体上半期でその約半額をもうすで増加しておりますのであります。毎年下半年は上半期よりも増加額がやや多いというのが毎年の趨勢でありまして、上半期だけで半額達成いたしましたので、下半期には、これはかなり郵政省のほうにも御努力を願ひつても六十億、更に計画以上の増加があるといふふうに考えまして、それで六十億。それからその他のいろいろの預託金の増加の見込みが一括いたしまして十五億、それから回収金が予定以上に増加いたしますので二十三億、合計いたしまして九十八億の原資の増加がま

あ現在のところは見積られるわけであります。それで百二十二億と九十八億との差が二十四億だけが財源として不足いたしましたので、これは先ほど申し上げました前年度からの繰越金を更に二十四億だけ食い込むと、只今の計画では来年度に持越す年度末の余剰金は百二億になる。こういうような見通しを立てておるわけであります。なおこれはいろいろ御承知のように、今回災害関係の復旧割合現在の三百億円の予算では大体二割程度の復興ができるわけでありますが、これを三割達成せしむるために必要な融資を契機に応じて資金運用部からするというような三党協定等もございまして、そういうようなものも将来資金の余裕をできるだけ捻出してやるという必要があるわけであります。

なお、そのほかに国民金融公庫その他のいろいろそういう方面で資金の需要が多少起つております。これらにつきましてはなお今後の資金の増加の状況と睨み合せて、更に追加して何かの計画を決定しなければならぬと思ひますが、現在のところまだその辺のところを見通しを立てて、はつきりした計画を出し得るという段階になっておりません。さような状態でござい

す。
○小林政夫君 後期繰越しが今の説明されただけの支出で行つて百二億になる。で、まあ結局食い込みが九十七億、前年度繰越しに対する食い込みが九十七億、今度の農業共済保険特別会計の歳入不足を補填するについても、農林省から出されておる資料によつて要手当額が七十億円、それでこのうちその資金運用部だけでは恐らく受け切

れないじゃないか、他の金融機関、一般金融機関等の協力も求めなければならぬのではないかと思われるのです。が、それだとかいへば、災害対策費が少いということになると、起債で行くのだということが今まで説明されておる。この資金運用部の余剰としては殆んどこれ以上は引受けにくいといううな状態ではないかと思ひますが、もうどのくらい引受けられますか。あな

たのほうで百二億使つてもいいということになると、百二億使つてもいいということになるのですが……

○説明員(阪田泰二君) 資金運用部は御承知のように五千億以上の金を廻しておられます。資金の増加といひましても、これは順調に増加するわけではなくて、時期によつては増加する時期もあり余り増加しない時期もあるという状態です。それから運用のほうにおきましては長期の運用をしております。ほかに、地方団体その他に短期の緊要融資の起債もありまして、いろいろ工面をいたしておるわけでございます。そういう関係の資金源をつけます上におきまして、どのくらいの余裕金を資金運用部としては用意しておれば確実であり健全であるかと云へば、これはいろいろ考え方、見通しの仕方によりましてさまざまかと思ひます。大体従前は百五十億くらい繰越金があれば、先ず不確実といひますか堅実なやり方ではないかというように、まあ一応の目安を置いて私も考えておりましたので、まあ今年度は非常に資金の需要が多いということで、いろいろとできるだけ資金のそういう収支の計画等の堅実といひますか、できるだけ円滑なやりくりをつけることにいたしました

て、百二億程度は何とかやれるのじゃないかと、何とかまあ現在考えておるわけでございます。まあ非常にそういうような災害復旧等で非常な金が要る。こういうような事態でなければ、資金運用部だけの立場から申しますれば、もう少し余裕金というものを保持して行きたいというようにござい

ます。

○小林政夫君 そうすると、農業共済保険特別会計の歳入不足を補填するの一般会計から八十五億円入れただけでは、農林省の見積りでは先ほど言つたように七十億不足することが予想される。これはちよつと資金運用部だけでは引受けかねる、こういうことが言えるのでござい

ますか。

○説明員(阪田泰二君) これは甚だ遺憾ながらそういうことを申し上げざるを得ないのでありまして、資金運用部としては、先ほど申し上げましたように、只今きまつております計画以外に、災害復旧工事を本年度内に進行するものについては、実情を調べて百五十億円の範囲内で、できるだけのこをいたし、こういうように考えております。で、今度の資金の増加が予想以上に殖える、資金繰りが何とかつくと云へば、いろいろなことになりますれば、やはり先ず百五十億円の範囲内で災害復旧工事、殊に防災というやうな非常に緊急を要するものに先ず出して行かなければならぬのじゃないかというふうなことを考えておりますので、どうも現状ではどうしても農業共済のほうまでは手が廻りかねる、かように考えております。こちのほうにつきましては、やはり農業共済組合連合会のほうで市中等から資金を調達して賄つて頂く、

こういう方法を考えて頂くほかはないのじゃないか、資金運用部としてはそういう状態になつております。

○野澤勝君 一つ聞きたいのですが、先ほど理財局長さんの話によると、資金運用部で国民金融公庫の資金確保も相当当てにしておるようござい

ますか、大体どのくらい予定されてお

りますか。
○説明員(阪田泰二君) 国民金融公庫の関係でございますが、これにつきま

しては、実はまだどの程度追加融資をする必要があるか同まつていないわけでございますが、実は過去におきまして、七月の災害或いは十三号台風、いろいろそういう災害の機会におきまして、国民金融公庫が災害地におきまして特別に別枠融資ということをしていたしましたわけでありまして、それが又国民金融公庫関係は非常に成績がよくて、大体予定されたほどの額は貸出ができておるわけでありまして、その結果、国民金融公庫といたしましては、一般の貸出資金、殊にこの年末を控へまして、このまゝ年末貸出資金にしておきますと、災害関係に食われたために年末にちよつと資金の不足を生ずると云へば、このことが考えられて参りますので、開港の災害関係のやうなことに

金確保をしたいというお話があつた。それで、実は今聞いたのですが、今局長の言われるごとく、国民金融公庫の利用というものは非常に大きいのであつて、又実際これは金庫の内容と云ひましようか、性格と云ひましようか、期待されておる金庫はない。それだけにこの国民金融公庫の活動並びに能率というものは、私はうんと上げてもらわなければならないと思ひ

ます。だからいつも国民金融公庫の関係法案など出た場合には、この大蔵委員会は殆んど全会一致です。こういう必要に応じて、より以上の財源を我々に要求しておる際に、これから資金を又割いて行つて廻すということになると、国民的にその生活がますます窮迫して行くのじゃないか。こういうやうな

ことについて、一つこれから資金を融通するとか、取上げるということとは私は反対なんです。この点を局長はどう考えておられるのですか。

○説明員(阪田泰二君) 御説の通りでありますわけでありまして、この災害関係分は、先ほど申し上げましたように別枠融資というやうなことで、災害地に特に集中して国民金融公庫でも力を入れて貸出をいたしましたわけで、それが今出てるわけでありまして、それで現在も国民金融公庫としては資金繰りがついておるわけでありまして、ただ年末に差しかかると、年末に非常に中小業者その他庶民階級の資金の需要があるという時に際しまして、いろいろ資金の見通しを考へますと、現在の計画されておる資金量では足りない、こういうやうなことを国民金融公庫では見通しを立てておるわけでありま

は八十五億で、たしか四十五億減つた。これは保守三党のいろ／＼の協定によつてこういうようなことになつたのだが、大蔵大臣の過日の本会議における説明を聞いてみると、これは結局資金運用部資金等によつて必要があれば充足して行くようなことを言つたが、あなたの説明を聞いてみると、そんなふうではなさそうに聞えたのです。そうすると大蔵省の言つたことは出たための嘘つばちということになつて来るのではないですか、そういうふうにとれるが、そうじゃないですか。

○説明員(阪田泰二君) この共済保険関係の支出見込額といつておりますが、不足見込額につきましては、これは主計局のほうで主管いたしておりますので、私どものほうで詳細なことを御説明いたしかねるわけでありまして、ただ先ほども申し上げましたように、不足の場合に資金の処置をいたしましては、資金運用部のほうの立場から申しますと、只今の災害復旧のほうの追加を要されては資金につきましても、現在のところでは設備の見込が全部については立たないわけでありまして、それ以上こちらに廻す資金の余裕は現在のところないわけでありまして、大蔵大臣がお答えになりましたのは、資金運用部資金に限つてということではなくて、何らかの金融措置を講じて金繰りをつける、必要な支払いをやる、こういう御趣旨でお答えになつたのではないかと、いふうに想像いたします。

○森下政一君 大蔵大臣の答弁は、それじや非常に善意に解釈して、あなたの言われるように、あなたが今助け舟を出された仮に答弁であると承して

も、少くとも資金運用部のほうでは、こんなものを、政府の修正で出て来たところの差額を、資金運用部資金が引受けて何とかしてやろうというふうな余力は今のところないとおつしやる。これは私はあなたの言われることを正直に伺うと……そういう実情を知るために資料を出してくれませんか。それはいやがらずに出して欲しいと思つた。

○説明員(阪田泰二君) これはあとで……

○森下政一君 間に合うように出して下さいよ、何もかも済んでから出してもらつたのでは、なんにもならんから……

○小林政夫君 どうせあとで資料を出してもらいますが、先ほどの話の地方債プラス災害関係、八十三億プラスで、その枠を、従来当初予算で予定されておつた地方債の枠にプラス百八億であつて、当初予算で予定されておつた地方債で使おうとしておつた資金内容ですね、これは変更しないのですか。その当初地方債に予定されておつた金額の中に、災害関係の地方債が食ひ込むというふうなことはなくて、必ず八十三億の災害関係の地方債を加えるということなんですか。

○説明員(阪田泰二君) これはお尋ねの通りでありまして、勿論当初の計画の中にも、当面の災害に充てるための追加は予定されております。それは当然充てられるわけでありまして、そのほかに八十三億だけ純増と言いますかプラスになるわけでありまして。

○小林政夫君 そうすると、今森下さんの言われるように、大蔵大臣がどうしても予算で足らなければ超債で行く

という意味においては、資金運用部資金の超債に当てる額としては八十三億がリミットだ、それ以上はちよつと困るということが言えると思つたのです、あなたの立場としては。

○説明員(阪田泰二君) 一応現在の状況で見込まれます資金運用部資金繰りから申しますと、どうもそれ以上何億引受けるということとは、ちよつと申上げにくいわけでありまして、ただ今後の資金の状況の推移等を見まして、郵便貯金、簡易保険等につきましては、やはり特に資金の増加を圖つて頂くというふうなことも考えまして、出た資金の余裕を災害関係の地方債の増加に廻して行くということを考えておるわけでありまして。ただ現状をいたしましては、どれだけそれで効力があつて、どれだけ資金が殖えるから、何億の枠だけはまだ殖やす余地があるということとは、ちよつと申上げかねるわけでありまして。

○小林政夫君 もう一週、先ほど野澤さんの御質問に関連して、国民金融公庫の年末融資についてですが、これを出す場合においては、たしかこれは今の資金繰りから考えると、勢い本年の年末融資であつて、短期資金繰りの余裕を使つて、あなたのほうの資金の余裕を使つて、一時融通するということになると思つたので、この資金繰りだとか。當時つと国民金融公庫に借りつけにすれば、今のは、今の資金繰りから言つて一銭もないと言つてもいいくらいです。ただ年末にちよつと一カ月か二カ月ぐらひ貸し得るかも知れないという程度のものである。そうして一方災害地に対する国民金融公庫の十億というふうな貸出しは、かなり

これは長くなり、回収はそう短期に回収できない。その点は、その金繰り等はあなたに聞くのは無理なんだけれども、あなたのほうから今承つておきたいのは、本当に短期のつなぎ融資、国民金融公庫に対する一次的な資金を供給するにとどまるのじやないかという点を念を押しておきたい。

○説明員(阪田泰二君) これは国民金融公庫に年末に貸出す資金として供給します金は、これはやはり短期の資金というわけには参らないと思つたのでありまして、借入れを受けました利用者から直ちに翌年一月、二月頃に返済ができて返せるという、こういうふうなことはやはり中小企業の融資であります。やはり追加融資をどうして頂くこととすれば、長期運用のような形で決定しなければならぬと思つた。その時期までにやはり資金の増加状況等を見まして、その程度の資金は何かと繰出して考えて行きたいというふうな計画しておるわけでありまして。

○小林政夫君 そうすると先ほどのお話をすると、災害、老朽校舎、特定道路、特別徴借というふうな資金をつけると、原資における当初予算より三億が最高限度であつて、ちよつと資金運用部からは、地方超債を八十三億以上引受けるということとは望みないということがはつきりわかるわけですね。それから、委員長について要望しておきますが、国民金融公庫だとか、今の中小企業金融公庫、年末の中小企業金融について、政府当局から事情を聴取したいと思つたのです。それで適當な機会をこの会期中に一つ委員長は

も、その点はどうなるのですか、百二億相当食ひ込むことになるのですか。

○説明員(阪田泰二君) 先ほど申し上げましたように、百二億という繰越資金自体かなり少な過ぎるというふうな考慮のわけですね。国民金融公庫に對しては、追加融資の原資を考えます場合に、できるだけ預託金、回収金その他でこれ以上出る余地はないか、更に検討いたしまして、なお今後時日のたつにつれて見直しもはつきりして参りますから、できるだけそういう方面で資金を出して行きたいと考えております。併しどうしても止むを得ない場合におきまして、国民金融公庫におきましても原資の必要があるということになりまして、これは全然百二億以下絶対に減らすことはできない、そういうふうにも思つたが、先ほど申し上げましたように、はつきり標準を立てかねる問題でありますから申せないと申すのであります。できるなればもうこれ以上減らさないようには考えております。こういうふうな状態でありま

うで作つて頂きたい。
○委員長(大矢半次郎君) 承知いたしました。

○平林太一君 理財局長にお尋ねしたいと思いますが、国民金融公庫、中小企業金融公庫、それから農林漁業金融公庫、こういう零細な資金投資をするものが、期せずして今回の災害対策の予算というものの狙いになったのだ。この日本開港銀行、これは御承知の通り二十八年度で六百億円、それから同行は繰越金として二百五十億を所持しておつたと承知しておりますが、そうすると合計八百五十億円になる。他に減税公債の二百億全部を挙げて投資特別会計としてこれを開港銀行に投資してありますから、この八百五十億、殊に九月以降の八百五十億の対象は来年度の三月まであります。こういうものからなせ緊需の措置をとることを考えないのか、殊に資金運用部資金は、今お話を伺いまして必ずしも豊富なものではない。それであるから、特にこれは資金運用部審議会の議を経てやる、それであるかどうか。これは甚だ心許ないような只今の御答弁であつたが、この方面から少し大幅に、八百五十億のものを抱いておるのですから、何十億なんという細かいことを言わずに処理する方法はないかどうか、それを一つ考えてもらいたい。

○説明員(阪田泰二君) 開港銀行につきましては、お話のような計画を持つて、本年度の貸付をいたすわけでありますが、これにつきましては、大体いろいろ開港銀行の貸付ける融資等の内容はございますが、やはりその内容といたしまして電力とか、海運とか、石炭とか、いろいろそういったような基礎産業、そのほかのものにつきましても重要産業が中心になつておりまして、これらにつきましても計画通り貸付けて行くということも、やはりこれは必要なことであると考えなければならぬ。ただこれが実情といたしまして、今日ではもう年度も半ば以上経過してあるわけでありまして、開港銀行におきましても、それ〴〵融資の申込を調査いたしまして、どういふ事業にどの程度貸出しができるという見込みを立てて、こういう計画に基いて進んでおりますし、借入れる側におきましても、それに基いて事業が進行いたしております。今から本年度の貸付の計画を削減するということとは、これは非常に困難であるというふうに私どもとしては考えておるのです。

○平林太一君 今の御答弁であると、電力と言われるが、電力は別個に二百億を財政投融資から措置しておる。そういう事実も今の局長の答弁の中に、開港銀行についても理由としては極めて明確にこれが実証されておるわけですが、資金繰りの措置が出ておるという話ですが、これはいづれにしても、数字的に見て、要するに中小企業金融公庫は、本年恐らく百億内外、九十五億くらいと承知いたしますが、百五十億の中からそれを差引きますから、それで九十五億しかない、国民金融公庫の数字は、私はちよつと明確に承知しておりませんが、これは理財局長御承知の通りであるかと思う。これ又極めて零細なものである、農林漁業金融公庫についても、それは百億くらいであらうと承知いたしております。そういうような零細な、殊に中小企業でありま

すとか、国民金融公庫は今お話があつた通り、それは影響するところが、貸付対象が如何にも国の全体の基礎をなしておる大衆に影響するところが最大である。それをどうも何かすぐそういう措置をする、すぐ中小企業金融公庫が措置する、その僅かなものを狙うの。こういう思想的態度は私は非常に改めてもらわなければならぬ。それで開港銀行のような、これは今御答弁を伺つておると、これは一般常識的で、我々に答弁する御答弁ではないと私は承る。八百五十億というものを、まだそれから電力というものは二百億持つておる、千五百億、これから更に二〇〇兆をともて二百億とれる、そのくらのことは国家が基礎産業に措置するということとは、又そういう理由としては美辭麗句に過ぎないかと我々としては考へる。これに對して斧鉞を加へることができないかということ、何らかそこには私は一つの圧力、そういうものによつて財政措置がいたされておる、こういう疑念を抱かざるを得ないので、これはやる気なら必ずできるのです。開港銀行に對しては、そういう厄大なものを持つておるのですから、どうでしょう、そういうことに對して一つ計画を改めて考えるはないか。それで開港銀行は措置してあることですが、年末の、只今小林委員から御発言のあつた年末の問題というものは、特にこれから総合的に全体を取上げなければならぬ。そういう場合にこういうことを一つ対象になさつたらどうでしょう。か。極く政策的に大蔵当局とこ

ういふ委員会ですから……。そういう意味で一つ伺いたいと思ひます。
○説明員(阪田泰二君) 御趣旨のよう

に、資金運用部資金というものは、大體が非常に零細な全国から集つた資金の集積でありますから、やはりお説のような中小企業とか、その他に運用するといふことがこれは趣旨であらうと思ひます。それで資金運用部の資金の運用計画といたしまして、只今の地方債の關係でありますとか、住宅、国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫といつたような面に相当重点を置いて運用計画が当初からきめられていていふに、私どもとしては考へていふわけでありまして、ところが今こういふような災害という事態が起りまして、その關係で更に追加を要するといふ事態になつていふわけでありまして、これにつきましても地方債とか、或いは先ほど申し上げましたような国民金融公庫、こういうものは資金の許す限り、是非優先的に緊急に措置したいと考へてやつていふわけでありまして、その場合にそれでも資金が足りない、どこかに財源はないかといふ場合に、すでにきまつていふ運用計画を或る程度組替へて出す余地があるのじやないかといふ点は當然考へられるところでありまして、私どものほうといたしましては一応はこういう苦しい際でありまして、それぞれの項目につきましても多少削減するといふべきか、運用をとめるという余地はないかといふことも一応検討いたしたものであります。先ほど申し上げましたような事情によりまして、相当年度初めでありまして、まだ今日の程度まで事が進んでおりません場合には、或る程度初めから計画を替へるということも可能性はあると思ひます。今日になりましてこれを削減するといふか、計画

を要するといふことは、やはり先に政府でこの当初予算のときに取りました計画を當てにして仕事が進んでいふわけでございまして、そういうものに非常に迷惑をかける、或いは工事その他關係から言ひますと、非能率なことが起つていふといふようなことが考へられますので、どうも現在のところではその方面でこれを削ればうまい智慧が出るというふうなものが出て来ないというふうな状態になつていふので、御趣旨の点は非常によくわかるわけでありまして、そういうふうな状況になつておりましたので、承を願ひたいと思ひます。

○平林太一君 非常に暗に落ちない御答弁です。開港銀行はすでに二十八年度に二百五十億も持越している。二十九年度は恐らく前年度の予想からも八百五十億といふものを持つていふんです。相當のこれは繰越して、私から申しますと消化し切れないと思ふ。そういうものを、政治的意図によつて厄大なものに開港銀行に流れていふといふことを背明せざるを得ない、諸般の事情で……。殊に現在の内閣がいたしていろいろの財政投融資等に対するところの措置、そういうようなものを政治的に見ましても、こういうものを何でこのまゝにいたして、そうしてそれができないといふようなことは重大な政府の責任だ。できないというが、それならすでに議決したこの国民金融公庫、或いは中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫にどういふわけで措置できないか、政治的に考へて、そういうような取捨を國家危機の災害等の場合には、総合したいわゆる國策の上からそういう措置を取つて行かなければなら

すとか、国民金融公庫は今お話があつた通り、それは影響するところが、貸付対象が如何にも国の全体の基礎をなしておる大衆に影響するところが最大である。それをどうも何かすぐそういう措置をする、すぐ中小企業金融公庫が措置する、その僅かなものを狙うの。こういう思想的態度は私は非常に改めてもらわなければならぬ。それで開港銀行のような、これは今御答弁を伺つておると、これは一般常識的で、我々に答弁する御答弁ではないと私は承る。八百五十億というものを、まだそれから電力というものは二百億持つておる、千五百億、これから更に二〇〇兆をともて二百億とれる、そのくらのことは国家が基礎産業に措置するということとは、又そういう理由としては美辭麗句に過ぎないかと我々としては考へる。これに對して斧鉞を加へることができないかということ、何らかそこには私は一つの圧力、そういうものによつて財政措置がいたされておる、こういう疑念を抱かざるを得ないので、これはやる気なら必ずできるのです。開港銀行に對しては、そういう厄大なものを持つておるのですから、どうでしょう、そういうことに對して一つ計画を改めて考えるはないか。それで開港銀行は措置してあることですが、年末の、只今小林委員から御発言のあつた年末の問題というものは、特にこれから総合的に全体を取上げなければならぬ。そういう場合にこういうことを一つ対象になさつたらどうでしょう。か。極く政策的に大蔵当局とこ

ういふ委員会ですから……。そういう意味で一つ伺いたいと思ひます。
○説明員(阪田泰二君) 御趣旨のよう

に、資金運用部資金というものは、大體が非常に零細な全国から集つた資金の集積でありますから、やはりお説のような中小企業とか、その他に運用するといふことがこれは趣旨であらうと思ひます。それで資金運用部の資金の運用計画といたしまして、只今の地方債の關係でありますとか、住宅、国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫といつたような面に相当重点を置いて運用計画が当初からきめられていていふに、私どもとしては考へていふわけでありまして、ところが今こういふような災害という事態が起りまして、その關係で更に追加を要するといふ事態になつていふわけでありまして、これにつきましても地方債とか、或いは先ほど申し上げましたような国民金融公庫、こういうものは資金の許す限り、是非優先的に緊急に措置したいと考へてやつていふわけでありまして、その場合にそれでも資金が足りない、どこかに財源はないかといふ場合に、すでにきまつていふ運用計画を或る程度組替へて出す余地があるのじやないかといふ点は當然考へられるところでありまして、私どものほうといたしましては一応はこういう苦しい際でありまして、それぞれの項目につきましても多少削減するといふべきか、運用をとめるという余地はないかといふことも一応検討いたしたものであります。先ほど申し上げましたような事情によりまして、相当年度初めでありまして、まだ今日の程度まで事が進んでおりません場合には、或る程度初めから計画を替へるということも可能性はあると思ひます。今日になりましてこれを削減するといふか、計画

を要するといふことは、やはり先に政府でこの当初予算のときに取りました計画を當てにして仕事が進んでいふわけでございまして、そういうものに非常に迷惑をかける、或いは工事その他關係から言ひますと、非能率なことが起つていふといふようなことが考へられますので、どうも現在のところではその方面でこれを削ればうまい智慧が出るというふうなものが出て来ないというふうな状態になつていふので、御趣旨の点は非常によくわかるわけでありまして、そういうふうな状況になつておりましたので、承を願ひたいと思ひます。

から……、その点をつつ。

○説明員(小熊孝次君) 御質問にお答
いたします。この特別鉅害復旧特別会
計と申しますのは、戦時中の、本来な
らば日本で鉅害が起るといふようなと
ころにつきまして、戦時中それを強制的
にやらしたといふようなもので、鉅害
の対策は今御承知の通り、それにつ
きましては通産大臣が一定の時期まで
に特別鉅害という認定をいたしたものに
つきまして、鉅業権者から鉅害の発生
した場合につきましては、その鉅山の
出炭量につきましてはトン当り二十
円、その他の地区においてはトン当り
十円といふものを徴収いたしまして、
この特別会計の歳入にいたしまして、
それを以てその復旧のための交付金
を支給する、交付する、こゝういふ建
前になつておたわけであります。とこ
ろが先般來の六、七月の災害におきま
して、從來鉅害が発生しておりました
ところの鉅区につきまして、更に著し
いところの被害が発生いたしましたで、
このまま放置して置くことができな
い、こゝういふような状態になつたわ
けであります。それですでに計西済の
ものにつぎましては、これは從來の納
付金を以て充てることができるとい
うわけですが、併しこゝういふふう
に災害で特に緊急を要するといふもの
につぎましては、この特別会計とい
はた納付金でやる外ないわけであり
ます。財源がございせんので、それか
らずでに手を着けておりますものに
つきましては、それらの手を着けたもの
のほうに交付金を流動しなければなら
んといふ關係がございまして、借入金
をいたさなければならぬ。こゝういふ
ことでこの法案を提出されたについで

ざいます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、事情はよく分りましたが、それではこの借入金は何年くらい償却の見込みでございますか。借入金でございますから、いずれ返す返還計画を立ててのこれは御提案だと思ひます。

○説明員(小館孝次君) これは三カ年計画で返す予定でございます。

○菊川孝夫君 そうすると、三カ年間に納付金或いは受益者負担金等で残つて来る、それで返す、こういうのでございますか。

○説明員(小館孝次君) 納付金を以て充てる、納付金を以て返す、こういう建前でございませう。即ち、先ほど説明が十分でございますが、これは本来二十九年度以降におきまして支出すべき鉅費でございます。それを風水害によりまして二十九年度まで延ばして置くわけに参らん、こういうことになりましたものですから、それを借入金で取あえず措置する、その代り借入金の返済は二十九年度以降におきます納付金、これは石炭トン当りいくらかということに払つて参ります。それを以て返済する、こういう建前でございませう。

○菊川孝夫君 ちよつとおかしいのですが、今度の風水害により起きた災害だとするならば、これは普通鉅費のみではないというふうに思ふ。鉅費だけによつて起きた災害ぢやない、こういうふうに思ふのですが、納付金だけで三ヶ年間に返してしまふということになると、納付金とかこで不足を来たすという、納付金というかこれ又財源が不足して来るのですが、借入金を返すということになれば、その点考

えてゐるのですか。

○説明員(小館孝次君) お答えいたします。今度借入金を以て措置いたします点は、お配りいたしました表にもございますと思ひますが、この一番下段の表の、あとから三つ目の欄のところに特効分復旧費とございまして、これが一億二千万円、これが特別会計で負担する分でございます。それで水害による増加分につきましては、これは特別会計の負担金とはいきません、従いまして、当初の計画通り進むといひますれば、そこに不足が生ずるといふことはないうであります。水害によるもの、例えば家屋が傾斜いたした、その度合いが水害によりひどくなつたという場合には、これは特別会計では負担いたさないわけでありまして、併しその部分だけの復旧といふことは含まれますので、災害分と併せて復旧する、それでそれ以外の、水害による増加分につきましては、これは受益者のほうの負担として行こう、特別会計の負担といたさない、こういう計画でございますので、現在の計画で直ちに不足するといふ、こういう問題は出て参らないと思ひます。

○菊川孝夫君 そうしますと、この表を見ますと、僅か一億二千万円、僅かと言つては語弊があるかも知れんけれども、一億二千万円と出ておりますね。その一億二千万円ぐらゐの資金のやりくりさへもできないようなのが、この特別会計でございますか、現在のこの特別会計といふのは、そのくらの窮屈なものでございませうか。

○説明員(小館孝次君) この特別会計は、先ほど御説明いたしましたように、鉅費復旧、特別の鉅費復旧、こ

いうことでございまして、これは鉅業権者の納付金を以てやつて行く、こ

う建前をとるのでございませうから、その範囲内におきまして計画を立てまして、そうして復旧して行くという建前でこの会計ができております。関係上、今次のような災害が発生いたしました際には、特別の借入規定を設けま

せんといふ規定もありません、こういうような建前になっております。まあ非常に窮屈といふ窮屈でございますが、建前がそういうふうになっております。ものですから、今度特別に借入の規定を設ける、こういうふうな次第でございます。

○小林政夫君 農業共済のほうを質問していいですか。

○委員長(大矢半次郎君) よろしゅうございませう。

○小林政夫君 今の理財局長の説明だと、説明といふか、資金運用部資金の資金繰りによつて殆んど、殆んどじやない、この農業共済再保険特別会計の歳入不足は資金運用部資金によつては補填されない、余力はない状態に承知するわけですか。そうすると、当初百三十億一般会計から繰入れる予定にしておいて、又四十五億冷害のために削られた、少くとも農林省から提出された資料によると、七十億といふものが不足するようになっておるが、その内訳を見ると、少くとも一般会計から補填しようとしておつたものを削つた四十億だけは、確実に政府当局としても本年度中に要するのだという考えだと思ふのですが、その出合ひはどうする考

えですか。主計局でもどつちでも、適当なほう……。

ます。当初予定いたしました百三十億と、それからその差額四十五億につき

ましては、これは勿論被害の状況がまだ確定いたしておりませんので、はつきりした数字にはならないわけであり

ますが、併しながらその措置につきましては、現在のところ災害対策予備費に廻しました三十億のうち、農業共済基金という制度がございまして、農

業共済基金が連合会に對しまして融資する、その場合に、利子補給をする利子補給分が含まれておる、こういうふう

に解しておりまして、それによつて年度内は措置できる、又場合によりましては、その利子補給契約が、年度を

経過するといふ場合も考えられんことではないわけですが、そういう場合に對しましては、一般会計の予算総則で、

国会の御議決を受けてまして、許されておりますところの災害復旧、その他緊急の場合におきまして、その国庫債

務負担行為の限度額が三十億でございますので、これを使用して年度を越すといふこともできる、一応そういうよ

うな方法を以て措置して行きたい。このように考へておる次第でございます。

○小林政夫君 その借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

おる。この借入先は一体どういふ種類の金融機関を予定して

勿論支払の迅速を期しますために用意としては考えておかなきゃならんと思ひますが、現在それにきまつた、それしか方法はないところまでには行つていないし、まだ検討中だということに考へておきます。

○小林政夫君 私の心配しているのは利子補給は災害予備金でできるということ、はつきり先だつて来るの説明において明かである。ただ資金手当てをどうするかということが問題なんでありまして、資金運用部資金には余裕がない、一般金融機関から言つても、系統金融機関から言つても、今は農林中金には或る程度余裕はあるかも知らんが、先へ行けば余裕がなくなつて来る、結局はその足は災害農家へ行つて、出すべき金が適時に出ない、こういう結果になるのじゃないか、出さなければ金が要らないということ、すぐにこの被害農家に対する補填が時期的にずれて来るということ、心配しておるのであります、何とかいふたしますと、それは法律によつて義務付けられてゐるから、何時の時には何とかしなければならんのでしようけれども、目下検討中というやうなことでなしに、小くとも四十五億を取られたので、その資金だけははつきりした見通しに立つて行かないと困るんじゃないですか。

○説明員(久高君) 勿論こういう数字が確定いたしました場合には当然補填が要るわけですが、それが、それより以前に農家に対する支払の關係が先行するわけでございます。これにつきましてもお話ししましたように、東日本につきましても大体正月まで、それ

から西日本につきましても旧正月までということ、計算をいたしまして、年末にどのくらい不足になるか、更に旧正月の支払の際にどのくらい不足になるかということも、一応は現在推定して計算しておるわけでありまして、そこで仮に八十五億入れて頂きました場合の十二月末におきます支払に事欠く部分、これは数字だけの上の問題でございますが、約十六億程度の予定が出ております。これは勿論申請が十二月までに間に合わない所につきましては支払をすることができませんので、又被害額が相当に動き得るというやうなことから、その十六億そのものについての手当を今考へておらないわけでございます。いづれにいたしまして、仮に資金運用部資金のほうから借りるといふやうなことができない場合の措置をいたしましては、只今大蔵當局からお話のございましたやうな農業共済基金に對して資金融通をいたしまして、それで連合会に保険金支払の必要な資金手当てを間接にするという方法によるよりほかないわけでありまして、御指摘のやうな中金の資金繰りその他の問題も当然そこに出て来るわけでございます。これは、このほかに農業資金その他の問題、全部勘案いたしました際に、仮りに中金によるということになれば、その自己資金だけでやれるかどうか、更に何らかの裏打ちが必要であるかという問題が出て来るわけでありまして、現在その關係の数字が全部出揃つてこつたところまでの間めはできていないわけでございます。

○小林政夫君 これは私の再三言つておることです。了解しておられると思ひますが、少くとも一般會計から百三十億の金を出す、こういう予算が一応組まれておる。それが八十五億に三党協定によつて減つて、四十五億というものは減つたのです。それが資金運用部資金から出せるということなら、これは問題はない。併し資金運用部資金がそういうふうな窮乏であつて出せない、殆んど不可能だ、どこから調達して来なきゃならんということであれば、今あなたは非常に金融機関金融機関と言つても、今減税国債以外の国債は相當消化難の時であつて、そうして国債でもそうだ、いわんや借入金でどのくらい金利で借りるつもりか知らんけれども、そういうことについて何とかいたしますというところでなく、少くとも予算で四十五億減つた分だけははつきりこの金融機関から借りて出すという策を持つて我々に説明して頂くくらいに、少くともあなたのほうではつきりして対策を持つて国会審議に臨まなければ。そうしなきゃ安心できない。少くとも四十五億というのは今まで一般會計から出すということになつていたのだから、それをあなたの言われるやうに、いろいろの支払の時期等の問題があるけれども、この臨時国会においては少くとも四十五億は欲しいという意思があつたので、今から説明はいろいろ変えられるかも知らんけれども、少くとも四十五億というものは確実な財源を以て支払基金に当てて行かなきゃならんわけで、もう少し固めてもらひたい。

○説明員(久高君) 只今の問題につきましては私事務的に申上げただけでございまして、大蔵大臣の御答弁の中にも、それから又他の委員会におきまして、少くとも一般會計から百三十億の金を出す、こういう予算が一応組まれておる。それが八十五億に三党協定によつて減つて、四十五億というものは減つたのです。それが資金運用部資金から出せるということなら、これは問題はない。併し資金運用部資金がそういうふうな窮乏であつて出せない、殆んど不可能だ、どこから調達して来なきゃならんということであれば、今あなたは非常に金融機関金融機関と言つても、今減税国債以外の国債は相當消化難の時であつて、そうして国債でもそうだ、いわんや借入金でどのくらい金利で借りるつもりか知らんけれども、そういうことについて何とかいたしますというところでなく、少くとも予算で四十五億減つた分だけははつきりこの金融機関から借りて出すという策を持つて我々に説明して頂くくらいに、少くともあなたのほうではつきりして対策を持つて国会審議に臨まなければ。そうしなきゃ安心できない。少くとも四十五億というのは今まで一般會計から出すということになつていたのだから、それをあなたの言われるやうに、いろいろの支払の時期等の問題があるけれども、この臨時国会においては少くとも四十五億は欲しいという意思があつたので、今から説明はいろいろ変えられるかも知らんけれども、少くとも四十五億というものは確実な財源を以て支払基金に当てて行かなきゃならんわけで、もう少し固めてもらひたい。

す政府委員の御答弁の中でも、この問題につきましては預金部資金等ということでありまして、要するに融資によつて賄ふということ、例えば預金部資金についてはやらないというお話は、私はまだ聞いておりません。

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後四時四十八分散会

十一月二日本委員会に左の事件を付託された

一、織物消費税に關する請願(第二〇号)

一、岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに關する請願(第六六号)

一、兵庫縣尼崎港を開港場に指定するの請願(第二〇二号)

一、冷害地課税の特別措置に關する請願(第一四五号)

一、勤勞控除引上げに關する請願(第一五九号)

一、農耕地等の強制買上げによる一時所得に對する所得税免除等の請願(第一六〇号)

一、長崎縣江上村に軍港都市轉換法を適用するの請願(第一八〇号)

一、群馬縣清原村に關する請願(第一九四号)

一、石炭手当の免税に關する請願(第二二四号)

一、岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに關する陳情(第三号)

第二〇号 昭和二十八年十月二十九日受理

織物消費税復活反對に關する請願

請願者 新潟縣議會議長 兒玉龍太郎

紹介議員 西川亦平治君

政府は、近く織物消費税の復活を意図されている由であるが、今日でさへ資金難にあえぐ零細中小企業にとつては、税の現金立替払いによる過重の負担のため業界の混乱と危機を招くことになり、また国民生活にも大きな影響を与えることになるから、織物消費税の復活については万全の考慮を払われたいとの請願。

第六六号 昭和二十八年十月二十九日受理

岡山県日本原旧陸軍演習場払下げに關する請願

請願者 岡山縣勝田郡北吉野村議會議長 葉桑村定永 外六名

紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

岡山県日本原旧陸軍演習場は、明治四十二年買収當時演習上重大な支障のない限り地域内の耕作、薪炭材の伐採ならびに家畜の飼料および採草、土石の採掘等を許可し、万一軍用地停止または本目的以外に使用するやうな事態となつた場合は旧來の状態に復歸することとを約して買収したものであるから、今日検討されつつある演習場に指定することなくすみやかに払下げられたいとの請願。

第一〇二号 昭和二十八年十月三十日受理

兵庫縣尼崎港を開港場に指定するの請願

請願者 兵庫縣尼崎市長 阪本 勝

紹介議員 赤木 正雄君

尼崎港は、阪神重工業地帯の中央に位置

置し、我が國産業経済界に重要な役割を占める全国有数の工業港である。しかるに尼崎港は、いまだ未開港の儘放置されているため、同港出入船舶に多大の不便を与え、必然的に大阪、神戸兩港に依存する結果、中間経費の割高となつて各種企業合理化の観点となつてゐるから、港湾運営および我が國自立経済の上からも本港を開港場に指定せられたいとの請願。

第一四五号 昭和二十八年十月三十日受理

冷害地課税の特別措置に関する請願

請願者 札幌市北四条西一北海
道農民同盟内 高橋雄
之助外一名

紹介議員 東 隆君

冷害による極端な減収農家の経済的打撃は、当年だけでなく数年間深刻な影響を及ぼすことは明白であるから、その救済措置として、青色申告以外の農家の収支計算によつて生じた超過経費について、青色申告同様繰越控除の臨時特別措置を講ずるとともに、被災農家は地方税の負担能力を欠く状態であるから、地方税法中、特に固定資産税および均等割について減免の措置を講じ、地方財政維持のためには平衡交付金の増額について特別立法措置を行ない、これが実施に万全を期せられたいとの請願。

第一五九号 昭和二十八年十月三十日受理

勤労控除引上げに関する請願

請願者 静岡県富士宮市議會議

紹介議員 長 村瀬茂

紹介議員 高瀬莊太郎君

事業所得者と給与所得者の所得補足の

昭和二十八年十一月十八日印刷

確率性により、市民税においても両者の間に負担の点にいちじるしい不均衡をきたしている現状であり、機会あることに問題とされているのであるが、市民税は所得税に平行していく建前上、根本問題として所得税法上の勤労控除を三十パーセントに引き上げ不均衡を是正せられたいとの請願。

第一六〇号 昭和二十八年十月三十日受理

農耕地等の強制買上げによる一時所得に対する所得税免除等の請願

請願者 長崎市樺島町三十五

紹介議員 小柳二雄

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野 繁雄君

政府は駐留軍ならびに保安隊増強に伴う軍用地として農耕地の強制買上げを実施することになったが、関係農民は転住先に替地がない場合は一時所得として大部分の農家は五割以上の所得が課せられ今後農地を求めることができなくなるから、農耕地等の強制買上げによる一時所得に対しては、課税の対象とせざるよう立法化されたいとも農民に對し優先的に替地を提供せられたいとの請願。

第一八〇号 昭和二十八年十月三十日受理

長崎県江上村に軍港都市転換法を適用するの請願

請願者 長崎県東彼杵郡江上村

紹介議員 長 志方進外一名

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山 俊一郎君

長崎県佐世保港の対岸に位する江上村は、戦時中から終戦までの間に佐世保

海軍工場の分場、二十一空工場の分場、海軍設備隊海軍徴用工員宿舍針尾海兵団等が設置され、当時本村総面積の四十パーセントの土地を海軍に買収されたのであるが、戦時戦後の状態は全く佐世保市と同様であるから、本村に軍港都市転換法を適用し小学校および中学校の用に供する建物およびその敷地を無償払い下げができるよう処置せられたいとの請願。

第一九四号 昭和二十八年十月三十日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座東一

紹介議員 内 小野哲

紹介議員 早川 慎一君

揮発油税は、税の均衡ならびに担税力からいっても苛酷な重税であり、多数の車両を使用するトラック企業の経営に致命的な打撃を与えているから、揮発油税率を一キロリットル当り一万一千円より八千五百円に減税せられたいとの請願。

第二一四号 昭和二十八年十月三十日受理

石炭手当の免税に関する請願

請願者 札幌市南一条西一全通

道本部内北海道全官公

庁労働組合協議会内

山田国正

紹介議員 千葉 信君

国家公務員に対する石炭手当支給の本旨は、北海道の地域的な気象条件の特殊差によつて必然的に要請される石炭購入のための生計費の増加を給与面で調整しようとするものである。しかるに本手当に對しても支給に當つては所

得税法第三十八条第一項第七項により源泉において税額を控除され、なほ年末調整において累進課税により極めて多額の税額を徴収されて、本手当支給の本旨に適合しない状態となつてゐるから、石炭手当の支給額を所得税の課税標準としないように特別法を制定せられたいとの請願。

第三号 昭和二十八年十月二十九日受理

岡山県日本原旧陸軍演習場地下げに関する陳情

陳情者 岡山県勝田郡新野村議會

議長 久本有美外六名

岡山県日本原旧陸軍演習場は、明治四十二年買収当時演習上重大な支障のない限り地域内の耕作、薪炭材の伐採ならびに家畜の飼料および採草、土石の採掘等を許可し、万一軍用地停止または本目的以外に使用するような事態となつた場合は旧来の状態に復帰することとを約して買収したものであるから、今日検討されつつある演習場に指定することなくすみやかに払い下げられたいとの陳情。

昭和二十八年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局